

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル利府店  
宮城郡利府町森郷字新太子堂41番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 交通規制について  
施設周辺で車両通行禁止（時間帯規制）等の規制解除が行われているため、来店者等に対する適切な誘導について対策すること。  
また、施設周辺に病院等もあることから、来店者等に対するアイドリング禁止や交通注意喚起の看板設置についても検討すること。
  - (2) 防犯対策について  
犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針（平成29年度改訂版）に基づく諸対策及び青少年健全育成条例（昭和35年3月31日宮城県条例第13号）を遵守すること。
  - (3) 公共交通利用者の安全性及び利便性について  
施設の隣接地に路線バス停が設置されており、開店に伴い施設近辺の交通量が大幅に増加することが予想されるため、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号）にもあるとおり、公共交通利用者の安全性及び利便性の確保に努めること。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び利府町役場

6 縦覧期間

令和6年4月30日から令和6年5月30日まで（ただし、閉庁日を除く。）